

# 裁判員制度が10周年を迎えるにあたって 広島地方裁判所からのお知らせ

## 裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

本年5月21日をもって、裁判員制度は施行から10年を迎えます。

この間、広島地方裁判所にあつては、裁判員制度に対する広島県民の皆様方の高い意識の下、約2,000人の方々に裁判員・補充裁判員をお務めいただきました。

これらの方々の47.4%は、裁判員・補充裁判員に選任される前には(あまり)やりたくなかったと思われていましたが、裁判終了後のアンケートでは、実に95.3%の方から(非常に)よい経験だったとの御感想をいただいております。

裁判員制度は、国民の皆様方の積極的な協力なくして成り立たない制度です。

広島県中小企業団体中央会の会員組合(企業)の皆様方におかれましては、皆様方の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれた際には、裁判員裁判に参加できますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

広島地方裁判所長 **團 藤 文 士**

### ☆裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。

裁判員制度は、平成21年にスタートしました。全国では平成28年までに5万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。

### ☆裁判所へお越しいただく日程について

裁判員候補者の方には、まず、選任手続期日に出席していただきます。

選任手続の結果、裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程(☆)に出席していただくこととなります。

☆裁判の日程の予定は、選任手続期日の6週間前までに候補者に御連絡しております。

### ☆必要な休暇等について

裁判員を務めるために必要な休暇を取することは、法律(労働基準法7条)で認められておりますので、裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。

裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、日当と交通費をお支払いします。

また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。

### ☆お仕事を理由とした辞退について

裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。

ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます(裁判員法16条8号ハ)。



くわしくは、広島地方裁判所までおたずねください。  
制度のくわしい情報や、裁判員裁判の開廷情報へのリンクなどはこちらから。

### 【お問合せ先】

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-43

広島地方裁判所 総務課広報係

☎ 082-228-0430

受付時間 8:30~17:00(土日祝日を除く)

裁判員制度

検索

(URL) <http://www.saibanin.courts.go.jp/>